

◇番号：202102

◇研究機関名	大分大学	◇不正の種別	旅費の架空請求及び過大請求
◇不正が行われた年度	平成 27、29、30 年度	◇最終報告書提出日	令和 3 年 7 月 29 日
◇不正に支出された研究費の額	241,760 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和元年 11 月 12 日付けで統括管理責任者から各学部に対して依頼した出張確認調査の結果、当該教員による旅費の不正使用の疑義について報告があった。

【調査に至った経緯等】

研究公正委員会において、報告内容を基に審議した結果、報告内容に信憑性・合理性等があることから、本調査を実施することを決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 4 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

・ 調査期間

令和 2 年 4 月 16 日から令和 3 年 7 月 26 日まで

・ 調査対象

平成 26 年度の科学研究費助成事業及び平成 27 年度～令和元年度の公的研究費（運営費交付金、補助金、受託研究費、共同研究費、寄附金、自己収入等を財源として扱う全ての経費）における旅費、物品費、謝金

・ 調査方法

(1) 旅費関係

- 1) 当該教員提出の旅行伺兼旅行命令簿、旅行報告書、研究ノート、手帳等の関係資料の書面調査
- 2) 当該教員への事情聴取
- 3) 教育学部及び本部の旅費担当者への事情聴取
- 4) 当該教員が主張する用務先（出張先）の機関、インタビュー対象者等への事情聴取

(2) 物品関係

当該教員が管理している物品の確認

(3) 謝金関係

当該教員が委嘱した謝金関連資料等の確認

◇調査結果

【不正の種別】

旅費の架空請求及び過大請求

【不正の具体的な内容】

・ 動機、背景

当該教員は、「詳細に旅行報告書の内容を確認されることはないであろう、旅行報告書には科研費の研究らしく出張した内容を記載し体裁を整えることが礼儀であると考えていた」といった趣旨や、インタビュー調査などの調査研究活動にかかる費用の一部を当該教員自らが負担していることに関する発言をしており、これらの発言から、公的研究費で賄われない費用に充てるため、旅行命令がなされた出張内容とは異なる出張内容になったにもかかわらず、変更申請をせず、旅行報告書に虚偽を記

載し、旅費を過大請求したと考えられる。

一方で、当該教員は、架空請求については認めていない。しかしながら、当該教員に見られる倫理観が乏しいという背景、公的研究費で賄われない費用への充当に関する動機が、過大請求にのみ当てはまり、架空請求については異なる背景、動機があるとする事情は見受けられず、架空請求についても、上記と同様と考えられる。

・手法

- 1) 架空請求：架空の出張を申請し、虚偽の報告書を提出することにより大学から旅費を得ていた。
- 2) 過大請求：自己都合により出張期間を短縮したにも関わらず、大学に出張変更の申請を行わず虚偽の報告書を提出することにより大学から過大に旅費を得ていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	241,760 円	平成 27、29、30 年度	1 人
計	241,760 円		1 人（実人数 [※] ）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正に支払われた旅費は、適正な旅費と同様に、当該教員名義の個人口座に振り込まれている。当該口座は、旅費に関する入金だけでなく、他の収入にかかる入金が混じり、私的な支出なども繰り返して行われ、当該教員の日常生活に使用されている口座であり、不正に支払われた旅費が当該口座に振り込まれた後も、同様の入出金が繰り返されている。

したがって、不正に支払われた旅費は、他の収入等と混ざって出金されていると考えられる以上、私的に流用されたと判断せざるを得ない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教員への事情聴取、証拠書類等の実査、用務先への事情聴取など、調査の結果、当該教員は、虚偽の旅行報告書を提出することにより、架空の旅費を請求して旅費を受給した（架空請求）事実、及び、当該教員本人の判断で旅程を短縮したにもかかわらず、変更手続きを行わず、虚偽の旅行報告書を提出することにより、過大に旅費を請求して旅費を受給した（過大請求）事実があったと判断し、当該教員が故意に不正使用を行ったと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

1) 当該教員のコンプライアンス意識の問題

本学は当該教員に対して、研究費使用ハンドブック等の使用ルールに関する資料、公的研究費の不正防止に関する各種研修会及び e-learning の受講機会を与え、当該教員も研修会等を受講していたが、虚偽の旅行報告を常態的に行っており、本人の公的研究費の使用に対する規範意識が欠如していたと考えられる。

2) 旅費の牽制体制の問題

本学では、出張前後及び内部監査で事務が出張事実と証拠書類との突合等により確認を行っていたが、用務遂行の確認が困難な出張は、旅行報告書における用務の概要、相手先の氏名及び宿泊先の記載といった確認できる情報に基づいて旅費を支給していた。なお、用務の相手先への事実確認は、先方の協力が得られなければできないため、確認できないまま処理を終わらせざるを得なかった。さらに、内部監査では全教職員の全ての旅費を定期的に監査することは非現実的であり、一部の教職員、研究課題の旅費を抽出して監査せざるを得なかった。結果的に当該教員の虚偽の旅行報告を早期に見えず、改善指導等の機会を得ることができなかった。

【再発防止策】

1) コンプライアンス意識の向上

- ・不正防止計画の見直しを行い、PDCAサイクルにおける全学と部局の役割を明確化するとともに、構成員それぞれに応じたコンプライアンス教育や不正事例の紹介等による啓発活動を盛り込む。
- ・内部監査結果を学内イントラネットに掲載するほか、各学部教授会等において全員へ配布して内容を説明するとともに、欠席者に対しても個別に説明を行い周知徹底する。また、内部監査におけるヒアリングの際に、前回の内部監査結果や不正防止対策に関する質問を行い、周知状況と理解度を確認する。
- ・新たにコンプライアンス推進副責任者を置いてコンプライアンス教育の受講管理を徹底する。また、会計担当の事務職員を対象とした実務研修会や各学部において実際の不正事例を題材とした勉強会を実施し、基礎的な知識の向上とコンプライアンス意識の向上に取り組む。

2) 旅行申請及び報告における牽制体制の強化

- ・旅費システムの改修により先方負担の有無、兼業の有無に関するチェック項目を追加するとともに、抽出調査により出張の事実確認を行う。
- ・用務遂行を確認できる証拠書類の提出が困難な旅行については、相手方へのアポイント取りに係るやり取りの記録、用務先の写真、相手方のサイン等を提出させる。
- ・チェック機能を働かせることが、研究者を守り、ひいては大学を守るといった意識を持つことを促すため、研修会等において、チェック機能の重要性について研究者及び事務職員の双方に啓発する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

国立大学法人大分大学職員就業規則に基づき、令和3年10月20日付けで当該教員を停職2月の懲戒処分とした。

・本件の公表状況

不正については、令和3年9月22日に記者会見を行うとともに、大分大学ホームページに公表した。（氏名公表あり）

処分については、令和3年10月20日に報道機関等へ情報提供を行うとともに、大分大学ホームページに公表した。（氏名公表あり）